

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項の小型機船底びき網漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和6年2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備 考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手繰三種漁業)(ほっきがい、しろがい及びえぞばかがい)	後海共第11号共同漁業権漁場区域	[ほっきがい] 4月1日から5月15日まで 及び7月16日から9月30日まで  [しろがい及びえぞばかがい] 5月1日から10月31日まで  ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間	34隻以内	総トン数5トン未満 ただし、操業区域とする共同漁業権行使規則において、対象とする魚種ごとに定められた総トン数と異なる場合は、当該規則に定める船舶の総トン数	後志総合振興局管内に住所を有し、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	令和6年2月1日から令和7年1月31日まで ただし、令和6年3月1日以降の申請にあっては、毎月末時点において提出のあった申請をとりまとめの上、審査を行う。	1. 許可の有効期間は、1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、北海道後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 (2)〇〇(対象魚種)以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (3)5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。 (4)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	後海共第10号共同漁業権漁場区域	[ほっきがい] 7月16日から10月31日まで  [しろがい及びえぞばかがい] 7月1日から10月31日まで  ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間	90隻以内	同上	同上	同上	1. 許可の有効期間は、1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、北海道後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。 (2)〇〇(対象魚種)以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (3)7月16日から8月31日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。 (4)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	後海共第9号共同漁業権漁場区域	[ほっきがい] 7月16日から10月31日までのうち、行使承認証に記載された操業期間	20隻以内	同上	同上	同上	1. 許可の有効期間は、1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、北海道後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。 (2)〇〇(対象魚種)以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (3)なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	後海共第7号共同漁業権漁場区域	[ほっきがい] 7月16日から10月31日まで  [しろがい及びえぞばかがい] 5月1日から10月31日まで  ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間	45隻以内	同上	同上	同上	同上

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業 (手繰第三種漁業)(ほっきがい、しろがい及びえぞばかがい)	後海共第4号共同漁業権漁場区域	[[ほっきがい] 7月16日から10月31日まで  [しろがい及びえぞばかがい] 5月1日から10月31日まで  ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された操業期間	5隻以内	総トン数5トン未満 ただし、操業区域とする共同漁業権行使規則において、対象とする魚種と異なる場合は、当該規則に定める船舶の総トン数	後志総合振興局管内に住所を有し、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	令和6年2月1日から令和7年1月31日まで ただし、令和6年3月1日以降の申請においては、毎月末日時点において提出のあった申請をとりまとめの上、審査を行う。	1. 許可の有効期間は、1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、北海道後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。 (2)〇〇(対象魚種)以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (3)なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	後海共第3号共同漁業権漁場区域	同上	10隻以内	同上	同上	同上	同上
同上	後海共第2号共同漁業権漁場区域	同上	20隻以内	同上	同上	同上	1. 許可の有効期間は、1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、北海道後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。 (2)〇〇(対象魚種)以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (3)5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	後海共第1号共同漁業権漁場区域	同上	15隻以内	同上	同上	同上	1. 許可の有効期間は、1年以内とする。 2. 起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. 申請書の提出先は、北海道後志総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、後志総合振興局長に報告しなければならない。 (2)〇〇(対象魚種)以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (3)なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (4)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。